

高槻市エコショップ認定制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、高槻市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の発生抑制、減量化又は資源化の取組を実施する市内の小売店、飲食店、サービス事業等の店舗を高槻市エコショップとして認定し、その認定店の取組を市民に紹介し支援することで循環型社会の形成を推進することを目的とする。

(認定の基準)

第2条 市長は、高槻市エコショップ認定制度取組項目（様式第4号）に定める25項目の取組項目のうち、1項目以上を実施している市内の店舗を、申請に基づき高槻市エコショップとして認定する。

(認定の申請)

第3条 認定を受けようとする市内店舗の事業者は、高槻市エコショップ認定制度（兼変更）申請書（様式第1号）及び高槻市エコショップ認定制度取組項目（様式第4号）を市長に提出する。または、本市の簡易電子申込システムに必要事項を入力することにより、市長に提出するものとする。

(認定の決定)

第4条 市長は、認定の申請があった場合、その内容が第2条の基準を満たしていると認めるとき、高槻市エコショップとして認定し、申請者に認定証及び認定ステッカー（別紙1）を交付する。その内容が第2条の基準を満たさない場合は、高槻市エコショップ認定制度不承認通知書（別紙2）により、当該申請者に通知する。

(認定内容の変更及び取組状況報告)

第5条 認定の内容を変更する場合、第3条及び第4条を準用する。ただし、第4条に規定する認定証及び認定ステッカー（別紙1）の交付は行わない。

2 認定店は、毎年年度の末日までに高槻市エコショップ認定制度取組状況報告書（様式第2号）に、その年度の取組状況を記載し、市長に提出しなければならない。または、本市の簡易電子申込システムに必要事項を入力することにより、市長に提出しなければならない。

(認定情報の公表)

第6条 市長は、第4条の規定により認定を決定した場合、当該認定期間中の認定店を高槻市のホームページ等に掲載し、公表するものとする。

(認定の取り消し)

第7条 市長は、認定店が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができ、高槻市エコショップ認定制度取消し通知書（別紙3）により、当該認定店に通知する。

- (1) 認定店から高槻市エコショップ認定制度辞退届（様式第3号）が提出されたとき
- (2) 認定店の廃業が確認されたとき
- (3) その他認定店として適当でないと認められたとき

附則（平成28年度高産資第738号 平成29年2月3日制定）

この要領は、平成29年2月3日から制定し、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条及び第5条関係)

年 月 日

(あて先) 高 槻 市 長

申請者

住 所

(所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

高槻市エコショップ認定制度(兼変更)申請書

高槻市エコショップ認定制度実施要領に基づき、次のとおり 認定 変更 を申請します。

店 舗 名	
認定を受ける 店舗の住所	〒 ー
電 話	
F A X	
E - M A I L	
取 組 項 目 (変更項目)	様式4号 高槻市エコショップ認定制度取組項目に記載。
顧客に対する 特典(*) (変更内容)	<input type="checkbox"/> 添付書類とおり

(*)顧客が貴店の取組に参加等したときに、顧客に対して特典があれば記載願います。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

(あて先) 高 槻 市 長

申請者

住 所

(所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

高槻市エコショップ認定制度辞退届

高槻市エコショップ認定制度実施要領に基づき、次のとおり認定を辞退します。

なお、高槻市エコショップ認定証及び認定ステッカー(別紙1)を速やかに返還致します。

店 舗 名	
認 定 番 号	—
認定辞退理由	

別紙1(第4条関係)

(認定証)

高槻市エコショップ認定証

高槻市エコショップ認定制度実施要領第4条の規定により、
貴店を高槻市エコショップとして認定します。

認 定 店：

認 定 番 号： ○○-○○ 号

認 定 日： 年 月 日



高 槻 市 長 ○ ○ ○ ○

別紙1(第4条関係)
(認定ステッカー)



別紙2(第4条関係)

第 号
年 月 日

(あて先) 様

高槻市長

高槻市エコショップ認定制度不承認通知書

年 月 日付に、貴店からあった高槻市エコショップ認定制度の申請について、高槻市エコショップ認定制度実施要領第2条に基づき、認定の基準を満たさないため、認定不承認を通知します。

記

店 舗 名 :

店 舗 住 所 :

別紙3(第7条関係)

第 号
年 月 日

(あて先) 様

高槻市長

高槻市エコショップ認定制度取消し通知書

年 月 日付で行った貴店の高槻市エコショップの認定について、
高槻市エコショップ認定実施要領第7条に基づき、認定の取消しを通知します。

なお、高槻市エコショップ認定証及び認定ステッカー（別紙1）を本市に速やかに
返還することを申し添えます。

記

認 定 店 :

認 定 番 号 : ○○-○○ 号

認 定 日 : 年 月 日

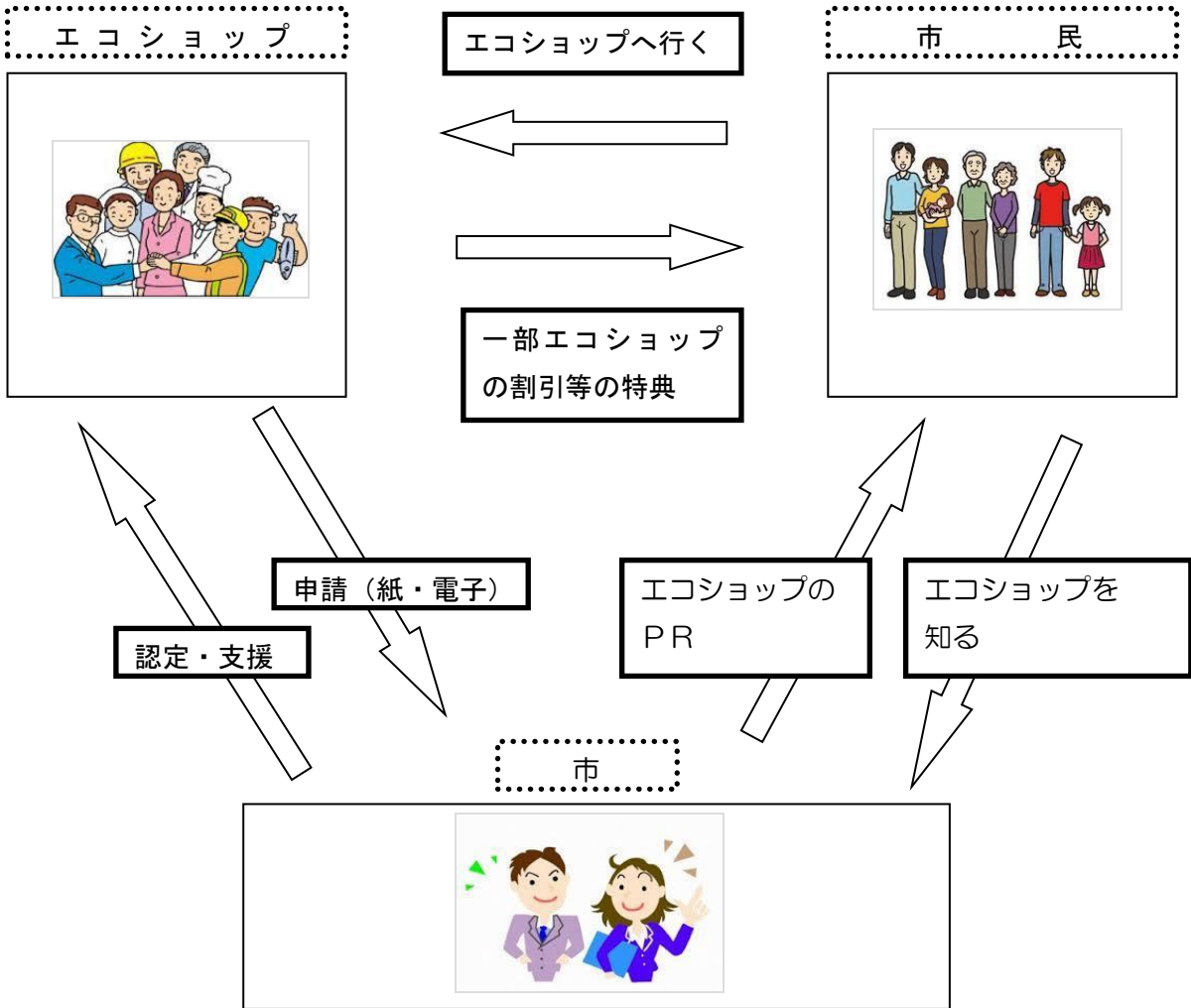
取 消 理 由 :

【1】取組項目にチェックする。			【2】具体的な取組内容を記載する。
厨 芥 類	食品廃棄物の削減の取組	(1) 賞味期限または消費期限の延長をしている。	<input type="checkbox"/>
		(2) 食材を使い切る工夫をしている。	<input type="checkbox"/>
		(3) 小盛メニューを導入している。	<input type="checkbox"/>
		(4) 3010運動を導入している。(宴会で最初の30分と最後の10分は料理を楽しむ時間を顧客に推奨している。)	<input type="checkbox"/>
		(5) 食べ残しがなかった場合に特典を付与している。または、食べ残しがあった場合に有料化している。	<input type="checkbox"/>
		(6) 食べ残しの持ち帰りができる工夫をしている。	<input type="checkbox"/>
		(7) 量り売り及びばら売りをしている。	<input type="checkbox"/>
		(8) 賞味期限または消費期限が近づいている商品の値引き販売をしている。	<input type="checkbox"/>
		(9) ごみ排出時に水キリをしている。	<input type="checkbox"/>
		(10) その他市が認めるもの。	<input type="checkbox"/>
食品廃棄物のリサイクルの取組	(11) 食品廃棄物の資源化及び分別をしている。	<input type="checkbox"/>	
	(12) その他市が認めるもの。	<input type="checkbox"/>	
紙 類	紙類使用量の削減の取組	(13) 使い捨て提供物の使用量の削減をしている。(例：おしぼり等)	<input type="checkbox"/>
		(14) 商品の搬入における通い箱など繰り返し使用する梱包材を使用している。	<input type="checkbox"/>
		(15) 紙の両面使用をしている。	<input type="checkbox"/>
		(16) その他市が認めるもの。	<input type="checkbox"/>
紙類の分別及び資源化の取組	(17) 紙の分別及び資源化をしている。(例：段ボール、新聞紙、紙パック、雑誌等)	<input type="checkbox"/>	
	(18) その他市が認めるもの。	<input type="checkbox"/>	
プ ラ ス チ ク 類	プラスチックの削減の取組	(19) 使い捨て提供物のリユース等をしている。 (例：スプーン、クリーニングのハンガー等)	<input type="checkbox"/>
		(20) 商品の搬入における通い箱など繰り返し使用する梱包材の使用している。	<input type="checkbox"/>
		(21) 買い物袋持参を推進している。 (例：レジ袋の有料化、マイバック持参に特典付与している。等)	<input type="checkbox"/>
		(22) その他市が認めるもの。	<input type="checkbox"/>
プラスチックの分別及び資源化の取組	(23) プラスチックの分別及び資源化をしている。 (例：ペットボトル、白色トレイ等)	<input type="checkbox"/>	
	(24) その他市が認めるもの。	<input type="checkbox"/>	
そ の 他	その他の廃棄物の分別及び資源化の取組	(25) その他市が認める廃棄物の店頭回収、分別及び資源化をしている。 (例：缶、ビン、新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック、その他紙、古布、カセットボンベ・スプレー缶、インクカートリッジ、家電4品目、蛍光灯、電球、乾電池、廃バッテリー、廃タイヤ等)	<input type="checkbox"/>

三者協働による高槻市エコショップ認定制度イメージ

(エコショップ (事業者) のメリット)
・ごみの発生抑制等の社会貢献、イメージアップ、市民の利用促進

(市民メリット)
・リサイクルごみ持ち込み等による社会貢献
・一部エコショップからの特典



(高槻市のメリット)
・市内ごみの発生抑制、減量化又は資源化の促進
・エコショップとのコミュニケーション
・自治会、小学校4年生等への講演によるコミュニケーション